



市 民 稅
府 民 稅
森 林 環 境 稅

令和6年度

特別徴収のしおり

もくじ

○特別徴収事務の取扱要項	1
●納入書の使用方法	
●特別徴収税額を滞納した場合	
○納税者に異動があった場合の届出について	3
○一括徴収制度について	4
○退職所得に係る市民税・府民税の 特別徴収について	5
○異動届出書の記載のしかた	6
●給与所得者異動届出書	
●特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
●特別徴収への変更依頼書	
●ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書	



市 民 稅 課

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
TEL. 072(622)8121 (代表)
072(620)1614 (直通)

茨木市へ提出いただくときの宛先としてご利用ください。

きりとりせん

〒567-8505
大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
市民税課 市民税係 行

〒567-8505
大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
市民税課 市民税係 行

特別徴収事務の取扱要項

1 特別徴収による納税義務者

市民税・府民税・森林環境税の賦課期日（令和6年1月1日）現在、茨木市に居住し前年中に給与の支払いを受けた者で、かつ、令和6年4月1日現在、給与の支払いを受けている者

2 特別徴収義務者

令和6年4月1日現在、給与の支払いをしている者のうち、所得税法第183条第1項の規定による源泉徴収義務者

3 特別徴収税額の納入について

特別徴収税額通知書に記載された月割額を、6月分から令和7年5月分まで（12回）の毎月の給与を支払われる際に徴収し、翌月10日（ただし、納期末日が休日にあたるときは、その翌日が納期限となります。）までに別紙納入書により下記の金融機関等で納入してください。

4 納入書による納入場所

(1) 茨木市指定金融機関庁内取扱所

(2) 下記金融機関の本店又は支店

(銀 行) りそな・三井住友・みずほ・滋賀・関西みらい・池田泉州
京都・徳島大正・みなと

(信用金庫) 尼崎・大阪・大阪シティ・北おおさか・京都

(労働金庫) 近畿

(信用組合) 近畿産業

(順不同)

(農業協同組合) 茨木市・北大阪

(令和6年4月現在)

(3) ゆうちょ銀行・郵便局

※ 新規にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は指定しなければなりませんので、このしおりに添付されている指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

5 納入書の使用方法

本市の特別徴収納入書は、OCR（光学文字読取装置）により処理するため、次の点に留意してください。

(1) 令和6年6月（令和6年度当初分）から納入金額に変更のない場合又は年の途中で新規に特別徴収義務者となった場合は、納入金額が既に印字してありますので、そのまま納入してください。

(2) 年の途中で納入金額に変更があった場合は、既に印字してある納入金額では納入することができませんので、次の要領で納入金額を記入、訂正の上、納入してください。（納入書は、改めてお送りしません。）

《納入書記入方法》

- ① 「納入金額（1）」の欄に金額の記載がある場合は、その金額を横線で消し（訂正印不要）、「納入金額（2）」の欄に変更後の金額を記入してください。〈下記に訂正の記入例を示していますのでご参照ください。〉
 - ② 「納入金額（1）」の欄が＊＊＊＊＊の場合は、通知された金額を「納入金額（2）」の欄に記入してください。
 - ③ 金額の先頭に￥記号は絶対に記入しないでください。
 - ④ 数字は、標準字体にならって、所定の枠からはみ出さないように注意してください。
 - ⑤ 黒のボールペンで記入してください。
- 標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
- (3) その他の注意事項
- ・納入済通知書は光学機械で読み取りますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
 - ・納入書の後2枚は予備の納入書です。予備の納入書を利用される場合は、「年」「月」の欄も必ず記入してください。
 - ・納入書の再発行等については、市民税課までお問い合わせください。

6 私製納入書を利用する場合について

本市からお送りしております納入書とは別に、私製納入書（例えば、金融機関の「地方税納入サービス」）を利用される場合、納入済通知書には必ず特別徴収義務者指定番号（004で始まる10桁の番号）を記入してください。

訂正の記入例

大阪府 茨木市 <small>個人市民税 森林環境税</small> 領収証書 ⑧		
市区町村コード 口座番号 加入者名		
2 7 2 1 1 1 6	00960 - 2 - 960146	茨木市会計管理者
支 定 番 号	納入金額(1)	円
令和6年 6月分		0040000244
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		
納 入 金 額	納 入 分 一 所 得 分 二 税 金	納 入 分 三 所 得 分 四 税 金
支 所	9 0 0 0 0	2 3 6 0 0
合計額	1 1 3 6 0 0	
(特別徴収義務者) 〒567-0000 住 所 茨木市○○町100-12 所在地 氏 名 株式会社○○○○ 名 称		
上記のとおり領取しました。 (納入者保管)		領 取 日 付 印

大阪府 茨木市 <small>個人市民税 森林環境税</small> 納入書 ⑧		
市区町村コード 口座番号 加入者名		
2 7 2 1 1 1 6	00960 - 2 - 960146	茨木市会計管理者
支 定 番 号	納入金額(1)	円
令和6年 6月分		0040000244
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		
納 入 金 額	納 入 分 一 所 得 分 二 税 金	納 入 分 三 所 得 分 四 税 金
支 所	9 0 0 0 0	2 3 6 0 0
合計額	1 1 3 6 0 0	
(特別徴収義務者) 〒567-0000 住 所 茨木市○○町100-12 所在地 氏 名 株式会社○○○○ 名 称		
上記のとおり納入します。 (領取者保管)		領 取 日 付 印

大阪府 茨木市 <small>個人市民税 森林環境税</small> 紳入済通知書 ⑧		
市区町村コード 口座番号 加入者名		
2 7 2 1 1 1 6	00960 - 2 - 960146	茨木市会計管理者
年 月 分	納入金額(1)	円
0 6 0 6	0040000244	-87,000-
納入金額	納 入 分 一 所 得 分 二 税 金	納 入 分 三 所 得 分 四 税 金
支 所	9 0 0 0 0	2 3 6 0 0
合計額	1 1 3 6 0 0	
(特別徴収義務者) 〒567-0000 住 所 茨木市○○町100-12 所在地 氏 名 株式会社○○○○ 名 称		
上記のとおり通知します。 (茨木市保管)		納 入 分 五 所 得 分 六 税 金

7 特別徴収税額を滞納した場合

特別徴収義務者が、納期限までにその徴収税額を納入しなかった場合は、延滞金を徴収することとなります。延滞金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に下記の表の割合をそれぞれ乗じて計算した金額です。特例は、本則の割合に満たない場合に適用します。また、督促状を受け取られた場合は督促手数料50円を加算して納入してください。

※延滞金の計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合は不要です。※延滞金が1,000円未満の場合は不要です。

※税額に1,000円未満の端数がある場合は端数金額を切り捨てて計算します。※延滞金の計算過程の金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

計算期間	本則	特例
		令和3年1月1日以降
納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間	14.6%	延滞金特例基準割合（注1）+7.3%
納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	7.3%	延滞金特例基準割合（注1）+1%
徴収の猶予等の期間	7.3%	猶予特例基準割合（注2）+0.5%

(注1) 稟税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合

(注2) 平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合

8 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、特別徴収税額を変更する必要が生じた場合は、ただちに特別徴収税額を変更し「市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書」をお送りします。この場合の市民税・府民税・森林環境税の徴収額は、この変更通知書に記載してある月割額になります。

納税者に異動（転勤・退職等）があった場合の届出について

特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知を受けた納税者のうち、転勤・退職・死亡・休職・長欠・支払少額・支払不定期・その他の理由により特別徴収義務がなくなった場合、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）に必要事項（6ページ「異動届出書の記載のしかた」を参照してください。）を記載し、給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに次の点に留意の上、関係市町村に提出してください。なお、納税者の住所のみの異動があった場合の届出は不要です。

※特別徴収に関する各種届出書は、このしおりに添付されている届出書又は茨木市のホームページ（「特別徴収関連届出書」）からプリントアウトしたものをご利用ください。

（1） 納税者が転勤（退職後、再就職する場合も含む。）した場合

納税者が転勤により新しい勤務先で特別徴収の継続ができる場合は、必ず新しい勤務先へ税額及び月割額を連絡していただくとともに、異動届出書の「新しい勤務先（特別徴収義務者）」の欄と「新しい勤務先へは……」の欄も記載してください。

（2） 紳税者が退職（休職・長欠・支払少額・支払不定期・その他の理由も含む。）した場合

退職時までの給与支払額が30万円を超える場合は、異動届出書とともに翌年1月末までに給与支払報告書を提出してください。また、30万円以下の場合もなるべく提出をお願いします。

なお、未徴収税額（退職等により特別徴収できなかった税額）を一括徴収できない場合は、普通徴収により直接納税者に通知します。

一括徴収制度について

一括徴収制度とは、特別徴収税額のある給与所得者が退職等によって給与の支払いを受けないこととなった場合で、次に該当するとき、特別徴収税額のうち残税額について、給与や退職金が支払われる際に一度にその残税額を徴収し、納入していただく制度です。

この制度は、退職等によって給与の支払いを受けないこととなった給与所得者の納付の便宜を図るために設けられたものです。できるだけ一括徴収のご利用をおすすめします。また、下記の（2）の場合は、納税者の申出に基づくことなく必ず一括徴収してください。（地方税法第321条の5第2項）

- (1) 退職等により特別徴収できなくなった事由が、6月1日から12月31日までの間に発生し、納税者から一括徴収された旨の申出があり、翌年5月31日までの間にその納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が残税額を超える場合
- (2) 退職等により特別徴収できなくなった事由が、翌年の1月1日から4月30日までの間に発生し、その年の5月31日までの間にその納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が残税額を超える場合

《手続》

特別徴収義務者は、通常の退職等と同様に「異動届出書」を作成し、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに必ず関係市町村へ提出してください。

なお、この場合異動届出書の「②一括徴収の場合」の欄にも必ず必要事項を記入してください。

◎納入方法

特別徴収義務者は、未徴収税額を異動届出書の「徴収予定額」の欄に記載した額に基づいて、給与又は退職手当等から特別徴収し、徴収した月の翌月10日までに他の納税者に係る特別徴収税額と併せて納入書により納入してください。

なお、この納税額は納入書の「給与分（一括徴収分を含む）」の欄に記入することになりますのでご注意ください。

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・府民税所得割（分離課税）は、所得税と同じように退職手当を支給するとき、その額に応じて市民税・府民税額を計算し、納入していただくことになります。その場合、「特別徴収に係る市民税・府民税納入書」（別冊）の「退職所得分」の欄に記入し、納めてください。

なお、「退職所得分」の欄の記入と同時に、裏面の「納入申告書」も必ず記載してください。

(1) 分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、本市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

ただし、1月1日現在で、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

(2) 退職所得に係る市民税・府民税の求めかた

*1 退職所得の金額	×	税率	=	特別徴収すべき税額
		市民税 6%	府民税 4%	
				市民税 府民税

(100円未満は切捨て)

$$\begin{array}{l} *1 \\ \text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \\ (\text{千円未満は切捨て}) \end{array}$$

*2 退職所得控除額の計算

①勤続年数が20年以下の場合

$$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$$

(80万円に満たないときは、80万円)

②勤続年数が20年を超える場合

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$$

※本人が障害者になったことにより退職した場合は、①または②に100万円を加算する。

※勤続年数は、1年未満は切り上げ

*3 勤続年数5年以内の法人役員等については、300万円を超える部分について、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

◎ 10%の税額控除については、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職所得の税額計算から廃止されました。

異動届出書の記載のしかた

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書			整理番号		
受付印 6 市町村長 令和 年 月 日 提出 フリガナ 氏名 生年月日 所属会員登録番号 住居表示 新しい勤務先 (特別徴収義務者)			年 月 日 担当者 5年 6年 年度 年度 年度 請求書未納額 税名番号 年度 年度 年度 税名番号 年度 年度 年度 税名番号 年度 年度 年度 税名番号		
<p>特別徴収の方を○で囲んでください。</p> <p>異動届出書を市役所へ提出される日を書いてください。</p> <p>異動された 納税者の氏名</p> <p>上段(1月1日現在)の住所から変更がある場合は新しい住所を記載してください。</p> <p>結婚、その他で、特別徴収税額通知書の氏名と異なった場合に記載してください。</p> <p>転勤等により新しい勤務地へ行かれる場合は、その名称、所在地、特別徴収指定番号、担当者氏名、電話番号等を記載してください。また新しい勤務先で月割額、徴収開始月を確認し、右の欄を記載してください。</p>			<p>年 月 日 担当者 5年 6年 年度 年度 年度 税名番号 年度 年度 年度 税名番号</p>		
<p>① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)</p> <p>特別徴収指定番号 法人番号 フリガナ 新しい勤務先 (特別徴収義務者) </p> <p>新しく勤務先へは、 月割額 [] 円 を [] 月分 (毎月10日納期限) から徴収し、納入するよう準備下さい。 新しく勤務先へ月割額をお伝えください。</p> <p>受給者番号 納入書の要否 (異動の場合のみ記入) 申告を記入 [] 必要 [] 不要 </p>			<p>② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)</p> <p>年 月 日 月割額 [] 円 税名番号 転勤等による 税名番号</p> <p>年 月 日 月割額 [] 円 税名番号 月割額の一部を 月 [] 月分 (毎月10日納期限) で納入します。</p>		
<p>③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。)</p> <p>年 月 日 月割額 [] 円 税名番号 転勤等による 税名番号</p> <p>年 月 日 月割額 [] 円 税名番号 月割額の一部を 月 [] 月分 (毎月10日納期限) で納入します。</p>			<p>特別徴収税額通知書に記載された特別徴収税額を記載してください。</p> <p>徴収していただいた 月割額の合計額を記載してください。</p> <p>特別徴収税額(年税額)から 徴収済税額を差し引いた 残額を記載してください。</p> <p>一括徴収予定額を何 月分で納入するかを 記載してください。</p>		

注 意 事 項 等

受付印

6

市町村民税
道府県民税
森林環境税
給与支払報告書
に係る給与所得者異動届出書
特 別 徵 収

市町村長
令和 [] 年
[] 月 [] 日
提出

給与
所
得
者
者

フリガナ	新			
氏名	姓			
生年月日	元号	年	月	日
1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成				
個人番号				
住所	1月1日現在			
所	異動後			

給与支払義務者
の所在
地
名
称

個人番号又は法人番号
(記入でご記入ください)

(ア) 特別徴収税額(年税額)
(イ) 徴収済税額
(ウ) 未徴収税額
(ア)-(イ)
例) 11月10日納期限分の場合→10月分

月分から 月分から
月分まで 月分まで

令和 [] 年
[] 月 [] 日

課係
氏
名
担当者
電話番号
内線

5年
度
特別徴収指定番号
宛名番号

6年
度
特別徴収指定番号
宛名番号

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる
普通徴収への切替はできません。

1. 転勤・転籍
2. 法人
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他
主その他の理由を右欄へ記入

番号を記入 [] 特別徴収継続
番号を記入 [] 一括徴収
番号を記入 [] 普通徴収
(本人が納付)

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収税額変更)を記載する。

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所 在 地 名 称	特別徴収指定番号 担当者 氏名 電話	新しい勤務先へは、 月割額 [] 円 を [] 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
	受給者番号	受給者番号
	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 [] 必要 [] 不要

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 [] ← 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定期((ウ)と同額)を 右欄に記入	[] 円 左記の一括徴収した税額は、 [] 月分(翌月10日納期限)で納入します。
---	-------------------------	---

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 [] ← 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

		※市処理欄（この欄には何も記入しないでください。）					
(届出先)茨木市長		令和 年 月 日 提出	連絡先	所属			
特別徴収義務者 指定番号				氏名			
				電話			
特別 徴 収 義 務 者 <small>(給与支払義務者)</small>	フリガナ						
	名称 (代表者氏名)						
所在地	〒						
事項	変 更 前					変 更 後	
法人番号又は個人番号	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
フリガナ							
名称							
フリガナ	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
所在地							
フリガナ	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
特別徴収関係書類 の送付先 <small>(上記以外を希望される場合に記入してください)</small>							
電話番号							
変更理由 及び 変更年月日 <small>(該当する□に✓を記入してください)</small>	<p>◎変更理由</p> <input type="checkbox"/> 1. 氏名又は名称の変更 <input type="checkbox"/> 2. 住所（居所）又は所在地の変更 <input type="checkbox"/> 3. 送付先の変更 <input type="checkbox"/> 4. 合併 <input type="checkbox"/> 5. 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 6. 個人事業の法人化 <input type="checkbox"/> 7. 事業の（□廃止・□休業） <input type="checkbox"/> 8. その他（ ）					◎変更年月日	
						年 月 日	
<p>◎変更理由が4～6の場合の今後の指定番号について</p> <input type="checkbox"/> 従来の指定番号をそのまま使用 <input type="checkbox"/> 合併後の名称（ 指定番号（ ） ）を使用 <input type="checkbox"/> 新規指定番号を取得							
<small>給与所得者異動届出書を別途提出してください。 ※非課税者を含む全員分が必要です。</small>							

特別徴収への変更依頼書

				法人番号又は 個人番号								
(提出先) 茨木市長	年 月 日 提出	給与 特別徴 支 義 務 者 者	フリガナ				特別徴収義務者 指 定 番 号					
			名 称 (氏名)				この依頼 書に応答 される担 当者	係				
		フリガナ				氏 名						
		所在地 (住所)	〒			電 話						

きりとりせん

次の納税者について _____ 月分から特別徴収を希望します

納税通知書の主体番号
 住 所 _____ 明・大
 氏 名 _____ 生年月日 昭・平 年 月 日

受給者番号(必要な場合は記入してください)
 普通徴収税額 _____ 円
 納付済税額 _____ 円(第 _____ 期分まで)

- 備 考**
- 普通徴収で何期分か納税されている方は、納付書に綴られている領収書の写しを添付してください。(原本の添付は不要です。)
 - 納期が過ぎた税額については特別徴収への変更はできません。
 - 65歳以上の方の公的年金所得にかかる税額は特別徴収に変更できません。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収義務者で納入金の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、最寄りのゆうちょ銀行店・郵便局を市が指定しなければなりませんので右の「指定通知書」を、利用される最寄りの店名・郵便局名を記載の上、事前にその支店・郵便局に提出してください。

(控)

貴社（所）の納入指定店・郵便局

所在地

名称

ゆうちょ銀行 支店

郵便局

きりとりせん

指 定 通 知 書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・府民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店・局に指定したので通知します。

認可又は承認番号 貯業2第117号

口座番号 00960-2-960146

加入者の名称 茨木市会計管理者

取りまとめ店 〒539-8794
大阪貯金事務センター

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長様
_____ 郵便局長様

茨木市長

